

第6章 確定判決の再審

第509条 管轄機関と不服申立て可能な裁定。

確定判決の再審は、司法機関組織法の規定に従って、最高裁判所の民事裁判部または高等司法裁判所の民事・刑事裁判部に申立てられる。

第510条 動機。

① 確定判決の再審は、次の場合発生する：

1. 言い渡し後、不可抗力により、または、その判決が有利に働いた当事者の行為により入手できなかった（裁判に）決定的な書類が回収または取得された場合。
2. その判決が、刑事訴訟で（その書類が）偽造と宣言されたことを（判決）言渡しの時に当事者の1人が知らなかった書類の効力で、または、その偽造が後で刑事訴訟で宣言された書類の効力で、言い渡された場合。
3. その判決が、証言証拠または鑑定人の証拠の効力で言い渡され、その証人または鑑定人が、判決の基礎となった陳述でなされた虚偽証言により有罪判決を受けた場合。
4. その判決が、買収、暴力または詐欺的陰謀により不当に獲得された場合。

② 同様に、当該裁定が、欧州人権・基本的自由保護条約およびその議定書で認められている権利のいずれかに違反して下されたと欧州人権裁判所が宣言した場合、確定裁定に対して再審を提起できる。しかしながら、違反がその性質と深刻さから、持続する、また、この再審以外の方法では止めることのできない効果を内包することを条件とする。ただし、その再審は第三者が善意で取得した権利を害しない。

第511条 能動的当事者適格。

異議申立てられた確定判決で害される当事者であった者は再審を申立てできる。

前条第2項の場合、再審は、欧州人権裁判所で原告となった者のみ申立てできる。

第512条 提起期間

① 異議を申立てる判決の公告日から5年が経過した後は、いかなる場合も再審を申立てることはできない。この期間を過ぎて提出された再審申立ては却下される。

前段の規定は、再審が欧州人権裁判所の判決で動機付けられた場合には適用されない。この場合、当該申立ては、当該裁判所の判決が確定した日から1年以内に行わなければならない。

② 前項に示した期間内であれば、（裁判に）決定的書類、買収、暴力または詐欺が発見された日、あるいは、（書類）偽造が認められた、または、そう宣言された日から3か月を経過していない場合に限り、再審を申立てできる。

第 513 条 供託。

- ① 再審の訴え提起には、指定された施設に 300 ユーロの金額が供託されたことを証明する書類の添付が不可欠である。この金額は、裁判所が再審の訴えを認容した場合、返還される。
- ② 前述の供託金の欠如または不足は、裁判所書記官が指定した、これはいかなる場合でも 5 日を超えない、期間内に修正されない場合、裁判所に訴えを拒否させることになる。

第 514 条 審理。

- ① 再審の訴えが提起されて、受理されると、裁判所書記官は、その判決が異議申立てされているところの訴訟のすべての手続き（書類）を（再審）裁判所に移送するよう要請し、訴訟で争った者またはその承継者が、その権利に都合の良いものを保持して 20 日以内に訴えに応答するために、その者たちを呼出す。
- ② 再審の訴えに対する応答があった場合、または、応答されずに前の期間が経過した場合、裁判所書記官は、第 440 条以降の規定に従って行われる審問に当事者を招集する。
- ③ いずれにせよ、検察官は、訴え認容の余地があるかどうかについて判決が言い渡される前に、再審について意見を述べなければならない。
- ④ 再審の取扱い中に刑事上の先決問題が発生した場合、本法第 40 条に定められた一般規則が適用され、第 512 条第 1 項に係わる除斥の絶対的期間は適用されない。

第 515 条 (強制) 執行の付帯的中断。

本法第 566 条規定の場合を除き、再審の訴えは、その訴えを引起す確定判決の執行を中断しない。

第 516 条 (裁判所) 判断。

- ① 裁判所が申立てられた再審が適切であると裁定した場合、裁判所はそう宣言し、異議申立てられた判決を取り消す。その後、判決の証明書を発行し、（訴訟）記録を元の裁判所に返却して、当事者が対応する裁判で、それらの都合に合わせ、自己の権利を利用できるようにする。

この裁判では、再審の判決でなされた陳述は（判断の）基礎として採用されなければならない、議論することはできない。

- ② （再審）裁判所が申立てられた再審を認容しなかった場合、原告は費用の支払いを命じられ、供託金を失う。
- ③ 再審裁判所が言い渡した判決に対しては、不服申立てできない。